

厚生労働省令第四百四十二号

- 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第七条第五項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）
- （ ）、第十条第一項、第二十条第一項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）
- （ ）、第二十二條（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の
- 二（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）」を「水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）」に改め、同条第二項中「の表の下欄に掲げる」を「に規定する厚生労働大臣が定める」に改める。

第七条の二中「配水施設」を「送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備）ポンプを含む。」に限る。」並びに配水施設」に改める。

第十条第二項中「の表の下欄に掲げる」を「に規定する厚生労働大臣が定める」に改める。

第十五条第一項及び第二項を次のように改める。

法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から二十の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度

が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表

中三の項から八の項まで、十の項から二十の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができる。

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十五の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十一の項から四十の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況</p>
<p>基準の表中十三の項から二十の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）</p>

基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項

原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。

二 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

第十五条第三項を削り、同条第四項中「第一項第二号及び第二項の検査は、水質基準に関する省令の表の

下欄に掲げる」を「第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項第二号」を「第一項第一号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- 四 第二項の検査に関する事項
- 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

第十六条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第十七条に次の一項を加える。

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第十七条の二中「毎年一回以上定期に」の下に「（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）」を加え、同条第一号中「法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の計画及び」を「水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の」に改める。

第五十二条中「水道施設」との下に「、第十五条中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。